

市政運営基本条例(2001.10.1施行)

Q1:この条例で示されている、まちづくりの基本理念とはどのようなものなのでしょうか。

まちづくりは、市民が自ら主体となって考え、そして行動し、市民と市が協働して推進することを基本理念と定めています。

市民主体の、市民参加によるまちづくりを明確に示しました。

Q2:市民の皆さんが、主体となって行うまちづくりを実現するために、市ではどのようなことをしていくのですか。

1 まちづくり活動を支援します

市内では、多くの市民や市民団体が、環境や教育、福祉などのさまざまな分野で活動、そして活躍されており、もはや市民生活には欠かせない存在となっています。

市はこれら多くの皆さんと、より一層連携を深めて、活動を支援をしていきたいと考えています。

2 市民と情報を共有します

情報公開制度や個人情報保護制度を踏まえながら、市政に関する情報をわかりやすく提供し、市民の皆さんと情報を共有していきます。

すでに市のホームページで、少人数学級の導入や自然再生条例など市の政策や施策の最新情報を発信するなど、今まで以上に積極的な情報の提供に努めているところです。

3 市民参加の道を開きます

市は市民の意見を積極的に市政に反映できるように、市民参加の道を開いていきます
200人規模の志木市民委員会は、この条例のまちづくりの基本理念を受けて設置された委員会で、ここで自由な意見を取り交わしていただき、その意見や提言を市政に反映させていただきます。